

議案第 98 号

三朝町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の設定について

次のとおり三朝町新型インフルエンザ等対策本部設置条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 11 日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町新型インフルエンザ等対策本部設置条例

（目的）

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、三朝町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 三朝町新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 三朝町新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 三朝町新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

（会議）

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部の設置に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。